

額4万円、累計96万円)とともに、②3か月相当額の一括貸付けを可能としたところであるので、申請や相談に訪れた母子家庭の母等に説明する等周知に努められたい。また、①に伴い、平成15年度から可能としている養育費取得に係る裁判等に要する費用に充てるための生活資金の一括貸付けにおいても、無利子枠を24万円から48万円に引き上げているので留意されたい。

なお、貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。経済的自立の助成等を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

(1) 婦人相談所等における体制強化について

平成19年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、23,758人（前年度22,315人）、30.7%（前年度29.6%）となっている。（関連資料22（249頁））

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設における心理療法担当職員の配置等様々な事業に関する予算を計上してきたところであるが、今後もご活用いただき、被害者の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図られたい。

また、平成21年度予算案では、新たに次のような事業を行う予定であるので、被害者の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

- ① 婦人相談所がDV被害者等を一時保護委託するための経費の充実
DV被害者等の一時保護委託件数（平成19年度実績：1,661件）は年々増加しており、同時に同伴家族（平成19年度実績：2,089件）の数も増加している。同伴家族のうち乳幼児の占める割合は約53%（平成19年度実績）で、同伴家族の二人に一人が乳幼児となっている。乳幼児期は、食事面、衛生面、安全面等において手厚